

# 全体会計財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産

- 取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### ② 無形固定資産

- 取得原価が判明しているもの……………取得原価  
取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

- ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法  
イ 市場価格のないもの……………取得原価

#### ③ 出資金

- ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法  
イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

#### ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

### ③ リース資産

#### ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

## (5) 引当金の計上基準及び算定方法

### ① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

短期貸付金及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

### ② 退職手当引当金

健全化判断比率に関する算定様式を用い、期末自己都合要支給額に組合等積立不足額を加算した額を計上しています。

### ③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

## (6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## 2 重要な会計方針の変更等

### (1) 会計方針の変更

該当なし

### (2) 表示方法の変更

該当なし

### (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

## 3 重要な後発事象

### (1) 主要な業務の改廃

該当なし

### (2) 組織・機構の大幅な変更

該当なし

### (3) 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

### (4) 重大な災害等の発生

該当なし

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

種類	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
組合負担等見込額	-	-	34,369 千円	34,369 千円

### (2) 係争中の訴訟等

該当なし

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

#### 一般会計

簡易水道事業特別会計

国民健康保険特別会計(事業勘定)

国民健康保険特別会計(診療施設勘定)

介護保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- ③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度の支出予定額  
該当なし

- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

美しい森林づくり基盤整備事業	725 千円
----------------	--------

村道整備事業	49,338 千円
--------	-----------

地域優良賃貸住宅整備事業	54,536 千円
--------------	-----------

公共土木災害復旧事業	4,000 千円
------------	----------

### (2) 貸借対照表に係る事項

- ① 売却可能資産の範囲及び内訳

該当なし

- ② 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

- ③ 基金借入金(繰替運用)

公共施設整備基金	220,000 千円
----------	------------

### (3) 純資産変動計算書に係る事項

- 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

- ① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

- ② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支(プライマリーバランス)192,667 千円
- ② 一時借入金  
該当なし
- ③ 重要な非資金取引  
該当なし